「意思決定の場に女性の参画が少ない」ということが、全国的な課題となっている中、就労の場におい て、女性が活躍するためには、経営者自身の意識改革と行動が必要と考えます。

このため県では、産学公で連携して女性活躍の取組の拡大につなげていくことを目指し、「やまぐち女 性活躍応援団 | を設立しました。

このたび、「やまぐち女性活躍応援団」構成団体の協力を得て、県内経営者の皆様に、女性活躍に係る 意識調査を実施することになりましたので、恐れ入りますが、回答に御協力いただきますようお願いいた します。

なお、アンケートの集計結果は公表を予定しております。ただし、回答企業が特定されるような形で公 表することはありません。

【やまぐち女性活躍応援団構成団体】

山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会 山口経済同友会、大学リーグやまぐち、山口県市長会、山口県町村会、山口県

【お問合せ】 御回答は、メールまたはFAXでお願いします。

山口県男女共同参画課(山口市滝町1-1)

電話: 083-933-2630 FAX: 083-933-2639

メール: a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

※複数の団体に所属され ている場合、重複して届く 場合がありますが、御回答 は一度で結構です。

女性活躍に係るデータ

◆「ジェンダーギャップ指数2021」 (世界経済フォーラム)

日本のスコア: 0.656 ⇒120位/156か国 ※G7で最低レベル

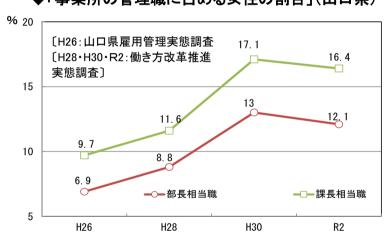
分野別日本の順位: 経済(117位)

教育(92位) 健康(65位)

政治(147位)

- 労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- 推定勤労所得の男女比
- 管理的職業従事者の男女
- ·専門·技術者の男女比

◆「事業所の管理職に占める女性の割合」(山口県)



[第5次山口県男女共同参画基本計画]

部長相当職に占める女性の割合

現状:12.1% → 目標値:15% (R2) (R5)

課長相当職に占める女性の割合 現状:16.4% → 目標値:20% (R2) (R5)

育児・介護休業法の改正

R4. 4. 1~

〇従業員への意向確認・制度説明を義務付け

R4. 10. 1~

- 〇育休の2回の分割取得が可能に
- 〇いわゆる男性版産休(出生後8週間以内に4週間まで育休 取得可)の新設

R5. 4. 1~(従業員1,000人超の企業が対象)

〇育児休業取得状況の公表が義務に

女性活躍推進法の改正

R4. 4. 1~

女性活躍に係る一般事業主行 動計画の策定義務企業の範 囲が拡大

※常時雇用する労働者数 301人以上⇒101人以上へ

I 企業の概要

事業所名		代表者名	
住所		連絡先電話・メール	

【問1】代表者の年齢 1 29歳以下 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代 5 60歳代~

【問2】業種(主要なもの1つに○)

- 1 建設業 2 製造業 3 運輸業 4 情報通信業 5 医療・福祉業 6 卸売・小売業
- 7 飲食店・宿泊業 8 金融・保険業 9 サービス業 10 その他()
- 【問3】企業全体(本店・支店・営業所等すべて合わせた)の従業員の規模を記入してください。
 - 1 29人以下 2 30~49人 3 50~99人 4 100~299人
 - 5 300~499人 6 500~999人 7 1,000人以上

Ⅱ 女性の登用について

【問4】係長以上の役職及び採用した従業員の人数について、お答えください。

	男女計 (人)	うち女性 (人)
役員相当職		
部長相当職		
課長相当職		
係長相当職		
拉田 1 米 (古)C)		
採用人数(直近)		

【問5】【問4】で、係長以上の女性が0人と回答した経営者にお伺いします。

女性を役職に登用できない理由は何ですか。(複数回答可)

- 1 在職年数等を満たす女性がいない
- 2 管理職に必要な能力を有する女性がいない
- 3 女性自身が役職に就くことを希望していない
- 4 仕事がハードで女性が役職に就くことが困難
- 5 勤務時間の制限がある等、女性の勤務形態が管理職に適さない

)

)

- 6 上司・同僚・部下・顧客等の理解が不十分
- 7 その他(内容を記入してください:

【問6】【問4】で、女性を登用している経営者にお聞きします。女性登用を進めた結果、 どのような効果がありましたか。(複数回答可)

- 1 男女に関わらず、有能な人材を生かすことができた
- 2 女性の労働観が変化してきた
- 3 多様な働き方が促進された
- 4 従業員のモチベーションが上がった
- 5 女性を登用したことで業務が円滑に進んだ
- 6 従業員同士のコミュニケーションが活発になった
- 7 労働環境が改善した
- 8 現状の人材不足に対応できた
- 9 採用活動等で有利に働いた
- 10 男性の労働観が変化してきた
- 11 その他(内容を記入してください:

【問7】今後、経営者として女性を管理職に登用していく考えはありますか。

1 今後も登用していく 2 今は登用していないが今後登用したい 3 登用する予定はない

Ⅲ 女性の活躍のために

【問8】女性従業員が活躍するために阻害となっているものは何だと思いますか。(複数回答可)

- 1 仕事と家庭の両立のための職場環境の整備が不十分
- → 1 に○を付けた方は、どういうところが不十分だと思いますか。()
- 2 長時間労働により、仕事と家庭の両立が困難
 - → 2 に○を付けた方は、長時間労働になっている要因は何だと思いますか。()
- 3 女性のキャリアアップや意識を高めるための研修機会がない、少ない
- 4 身近に相談できて目標になる女性社員がいない、少ない
- 5 女性の意識・意欲が不十分
- 6 経営者・役員など上層部の認識、理解が不十分
- 7 上司・同僚・部下・顧客等の認識、理解が不十分
- 8 その他(内容を記入してください:

【問9】女性従業員の活躍促進のために、自社の取組として必要なことは何だと思いますか。 (複数回答可)

- ◆ 什事と家庭との両立支援(性別に関わらず働きやすい職場づくり)
 - 1 育児、介護等との両立のための休暇制度・短時間勤務等の支援制度
 - 2 保育・介護サービスの充実
 - 3 出産・子育て等をしながら働き続けることを支援する職場風土づくり
- ◆ 働き方改革(性別に関わらず働きやすい職場づくり)
 - 4 時間外勤務の縮減

(組織トップのメッセージ発信、部署横断的な人員配置の見直し、業務分担 見直し等のマネジメントの徹底等)

5 業務の効率化

(業務プロセス等の分析・削減、属人的な業務体制の見直し、複数担当制等 による業務のカバー体制の構築等)

- 6 年次有給休暇の取得促進
- 7 フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現

◆ 女性の登用促進

- 8 女性の採用拡大・職域拡大
- 9 女性の管理職登用
- 10 性別に関わらず仕事が適正に評価されること
- 11 パート、アルバイト等から正社員に登用すること
- 12 離職した女性の復帰支援

◆ 人材育成

- 13 女性の意識を高めるための研修
- 14 資格取得等スキルアップを図る制度の導入
- 15 女性のキャリア形成支援
- 16 身近に相談できて目標になる女性がいること

◆ 職場環境の整備

- 17 経営者・上司・同僚の意識啓発
- 18 管理職へのマネージメント研修
- 19 職場風土の改善(男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等)
- 20 各種ハラスメントへの対策(相談窓口の設置等)
- 21 更衣室や休憩室、監視カメラなどの施設の充実
- 22 先進的な取組や参考になる事例の紹介
- 23 関連する制度の情報提供や周知
- 24 女性活躍のアドバイザーやコンサルタントの派遣
- 【問10】女性の活躍促進のために、自社で実施された取組や、工夫した事例などがありましたら、 その内容や取組の効果などについて、具体的にご記入ください。
- 【問11】女性の活躍促進について、県では様々な事業を進めています。

県に実施してほしい取組、その他全体を通して、ご意見など自由に記入してください。

県内事業所の皆様へ(女性管理職、女性社員の皆様へ)

オンライン 対応可

山口県女性管理職アドバイザー制度のご案内

「輝き女性サポーター」との面談により、職業生活における課題解決のヒントを探してみませんか?

〇山口県女性管理職アドバイザー制度「輝き女性サポーター」とは

女性管理職や中堅女性職員等への、職業生活上の課題解決に向けた助言を行う山口県女性管理職アドバイザー制度において、県がアドバイザーとして認定した女性管理職のロールモデルです。

○面談について

輝き女性サポーターから、キャリアアップを図るために必要なこと、部下への指導方法等、直接、 経験談を聞いたり、助言などのサポートが受けられます。課題解決や自身の目標達成のヒントと して御活用ください。(面談に係る費用は有料となります。)

※業務改善や人材育成等、職業生活における課題解決のための助言を行う場であり、専門的な指導を行うものではありません。

<面談の概要>

対象者	県内事業所に勤務されている女性管理職等、女性職員の方	
方 法	所属事業所からのお申込みにより、県が輝き女性サポーターとの面談 日時を調整します。オンラインでの面談にも対応します。	
面 談時間等		
○山口県庁又は山口県の各総合庁舎 (申請者が別会場を用意される場合は御相談ください。) ○オンライン(zoom 又は webex、通信費は御負担いただきます		
費用	面談に係る謝金(1時間あたり4,250円)、サポーターの交通費について御負担いただきます。 ※オンラインの場合は謝金のみ御負担いただきます。	

くお問合せ先>

山口県環境生活部男女共同参画課

TEL: 083-933-2630 メール: a12800@pref.yamaguchi.lg.jp